

さくらツール「総論」

(1) 現状と課題

我が国においては、1990年代後半から様々な施策により、産学官連携活動を推進してきました。平成10年には、大学等が創出した研究成果の産業界への移転を促進するために、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TLO法)が施行され、技術移転機関(TLO)が設けられました。また、平成20年度からは産学官連携戦略展開事業(平成22年度に「大学等産学官連携自律化促進プログラム」に転換)により、大学の産学官連携機能の強化等を図る取組を行ってきています。

これらの取組等を通じて、産学官連携への期待感が高まってきており、大学等と民間企業との共同研究実施件数及び大学等における民間企業からの共同研究費受け入れ額が年々増加している¹こと等を鑑みても、大学における産学官連携体制や共同研究実施体制の構築はある程度進展してきていると捉えられます。²

一方、産業界に目を向けると、単独企業による自前主義は限界を迎えつつあり、オープン&クローズ戦略³の重要性が認識されてきているところであります。このような環境変化の中、大学等における知的財産マネジメントも、企業戦略の複雑化に対応した高度なマネジメントが必要になってきており、大学等がとりうる知的財産マネジメントの選択肢も多様になってきています。

しかしながら、大学等と民間企業との間で共同研究等成果の取扱いを決定していく際に、大学等の担当者の契約交渉のスキルが十分でない場合等においては、文部科学省が平成14年に提示した共同研究契約書の様式参考例⁴による硬直的な契約交渉が行われているとの声があります。また、民間企業が大学等と共同研究を行う際の問題点として、契約が円滑に結べないことも企業側から指摘されています⁵。さらに、大学等と民間企業との間で無事に共同研究契約が締結された場合も、現状では、共同研究等成果として生じた発明の多くが、とりあえず共同出願、共有特許とされています。

¹ 平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について(平成29年1月13日 文部科学省)

² ここで「共同研究」とは、大学等と民間企業等とが共同で研究開発を行い、かつ、大学等が要する経費を民間企業等が負担しているものを指します。また、「受託研究」とは、大学等が民間企業等からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているものを指します。

³ ビジネス・エコシステム構造(企業等が互いに繋がって、自社も他社も共に付加価値を増やすモデル)を前提に、独占するコア領域をクローズ領域として設定し、コア領域とパートナーとつながる結合領域を知的財産等で保護した上で、パートナーに任せる領域であるオープン領域を公開していくことで、市場コントロールのメカニズムを構築する戦略です。

⁴ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020329006/t20020329006.html

⁵ 「民間企業の研究活動に関する調査報告2013」NISTEP REPORT No.160(2014年9月 科学技術・学術政策研究所)

加えて、共同研究等成果が事業化に繋がっているのか不透明な状況⁶であるとも言われています。

昨今、これらの状況を打開するために、大学側・産業界側の双方が、それぞれの共同研究の目的や、知的財産活用方策、意向等といった両者の立場を理解するとともに、共同研究等の状況を踏まえて、柔軟な契約交渉を行うことの重要性が指摘⁷されており、共同研究等成果が適切に事業化に繋がるように総合的な視点で共同研究契約を実現していくことが求められています。

そこで、本調査研究においては、共同研究等成果を大学等又は民間企業の単独帰属とする選択肢も含めて、共同研究契約書のモデルを複数種類提示するとともに、複数種類の中から特定のモデルを選択する際の考え方も併せて提示します。

これは、契約交渉のスキルが十分でない担当者が所属する大学等に対しても柔軟かつ効率的な契約交渉が可能となるように促すとともに、可能な限り共同研究契約前に共同研究等成果の事業化まで想定して契約を締結することにより、共同研究等成果が適切に事業化に繋がる可能性を高めることを目的とするものであります。

なお、さくらツールが提供する共同研究契約書の各モデルの採否、選択は、任意に判断すべきもので、強制されるものではありません。当事者は、それぞれの状況に応じ、自らの立場が十分に尊重されるように、十分検討することが前提になります。

また、各モデルは、大学と企業とが共同研究に関する交渉を開始するにあたって、出発点となる契約書作成の参考として用いるものです。モデルの利用に際しては、各モデルのうち一つを「雛形」として硬直的に用い続けるのではなく、①事案に応じて適切と思われるモデルを選択し、②選択したモデルの契約書の各規定を修正して用いる、③交渉の進展に応じて異なるモデルに変更する、などの柔軟な姿勢が大切です。

⁶ 正城敏博 「知の循環」を考慮した契約について
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1378223.htm)

⁷ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm

(2) 海外の状況

[米国]

米国においては、産学官連携について、受託的な研究(いわゆる **Sponsored Research**) や、リエゾン・プログラム、学生のインターンシップといった種々の形態での連携や、大学発ベンチャー、特許ライセンスといった形態での技術移転を中心として産学官連携が展開されてきました。

連邦政府資金により得られた研究成果活用の促進を目的として、1980年に米国バイ・ドール法 (**Bayh-Dole Act ; 37CFR Part 401**) が制定されて以降も、企業からの資金提供によって大学が行う研究は、受託型の **Sponsored Research** として行われることが一般的であると言われていています。

一方、日本における産学官連携はそれとは異なり、1999年に施行された、いわゆる日本版バイ・ドール⁸の導入以降は、2004年の国立大学法人化の流れもあり、産業界と大学等公的研究機関との共同研究という枠組みを中心に推進されてきました。

米国における **Sponsored Research** の研究契約では、その研究成果は、原則として、大学に単独で帰属することが規定されており、研究成果の共有に関する規定は設けられていないことがほとんどであると報告されています⁹。しかしながら、一方で、産学デモンストレーションパートナーシップ (**University・Industry Demonstration Partnership**) のガイドブック¹⁰では、現実問題としては、研究成果の帰属は、発明者の所属によって決定されることが典型的で、すなわち、共同発明となった場合には権利の共有も発生する場合もあるため、このような帰属の問題が **Sponsored Research** を複雑化させているとの指摘もなされています。また、このガイドブックでは、**Sponsored Research** の研究契約では、バックグラウンド知的財産 (IP) と、研究で得られることが期待される新たな成果を特定し、当該新たに生じる成果の帰属と費用負担をどちらの機関が行うかを予め明確に規定しておくことが大切であるとの指摘がなされています。

[欧州]

英国、ドイツ、フランス、スイス等の欧州では、産学官連携の形態として共同研究や受託研究等の枠組みが存在し、その詳細は国や機関によって異なっているが、産学官連携の形態としては、受託研究が多く、我が国でいう共同研究(企業と大学等の双方が研究者を出して共同で研究する)が行われる割合は少なく、また、研究契約時に

⁸ 産業活力再生特別措置法第30条。現在は、産業技術力強化法第19条に移行。

⁹ 平成18年度 大学知的財産本部整備事業 21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム「国際的な産学官連携を進める上で問題となる米国と日本の特許制度における留意点(米国バイ・ドール法の留意点を含む)に関する調査研究 報告書(平成19年3月 東京大学産学連携本部)

¹⁰ “Researcher Guidebook,” University-Industry Demonstration Partnership, 2012年

において共有特許となることを極力回避した調整が行われているため、産学官連携の成果として共同発明や共有特許が創出されるケースは限定的であるとの報告がなされています¹¹。例えば、英国やスイスでは、共有特許の問題を避けるため大学に研究成果に関する権利を帰属させることが多く、ドイツでは企業に権利を帰属させることが多いと報告されています。

特に、英国では、大学と産業界との研究契約に関する政府のガイドラインとして、ランバートツールキットが運用されています。¹²英国ランバートツールキットは、2003年に行われた Richard Lambert をチェアマンとする調査の最終報告書であるランバートレビューに基づいて、イノベーション・大学・職業技能省（Department for Innovation, Universities and Skills）の下部機関である英国知的財産庁(The Intellectual Property Office)によって策定され、2005年から運用されている契約モデル集です。

英国ランバートツールキットは、大学と外部機関との共同研究契約締結に当たって、共同研究の結果からもたらされる知的財産（IP）の取扱いに疑義・紛争等を生じることを未然に防ぎ、研究開発活動を進めるうえで無駄な時間を費やすことの無いようにすることを目的としています¹³。ランバートツールキットでは、共同研究において生じた知的財産については、基本的に大学がその権利を持ち、企業側はそのライセンス契約の交渉を自由に行うことができるという認識を基本として、交渉を行うべきというランバートレビューの提言に基づいたものになっており、ランバートツールキットの概要においても、契約者双方の調整が困難になるため、知的財産の共同所有を可能な限り避けるべきであると記載されています。

このように英国知的財産庁が知的財産の共同所有を避け、大学側の権利保有を勧める背景としては、共同研究における知的財産についての契約基準がランバートレビュー以前には不明確であり、そのために、大学と企業がこの知的財産の所有権を巡って対立し、共同研究契約に際してコストと時間がかかっていたという背景があるといわれています。

なお、ランバートツールキットの運用開始から8年を経過した2013年に、運用状況を調査した報告書が作成され、そこでは、

- ・大学及び研究機関のコミュニティでは81%、53%の企業がランバートツールキットを認知していること
- ・ランバート方式について認識している70%近くの大学と企業は、様々な活動を支援するためにツールキットの一部を使用したことがあること（ただし、修正せずに使用したのは3%にとどまる）
- ・調査対象のうち、62%が「ランバートツールキットが交渉時間を節約する」に

¹¹ 平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「産学官連携から生じる研究成果活用促進のための特許権の取扱いに関する調査研究報告書」、47～53頁

¹² 本委託研究及びモデル契約書は、英国ランバートツールキットの基本的な考え方や構成に示唆を受けたものである。<https://www.gov.uk/guidance/university-and-business-collaboration-agreements-lambert-toolkit>

¹³ 前記報告書（注11）229～234頁

「強く賛成」或いは「賛成」と回答し、63%が「ランバートツールキットが交渉費用を節約する」に「強く賛成」或いは「賛成」と回答したこと

- ・調査対象のうち、37%はランバート契約書の導入によって産学連携を行う能力が向上したと考えていること
- ・ランバートツールキットを認知している者のうち、72%は相手方の動機について有用な知見を提供していると考えていること
- ・実際に研究目的で使用した回答者は26%にとどまるが、使用した場合、80%以上が有用であると回答したこと
- ・改善要望で最も多かったのは、現在の産学連携に対応するように合意書を柔軟にするということであったこと

等が報告されています。

また、2016年には、ランバートツールキットが改訂され、研究成果の技術分野ごとに大学、企業にそれぞれ知的財産を単独帰属させる類型（類型4-a）が新たに追加されました。

このように、米国、欧州等の海外においても、産学官連携活動では、その歴史的形態においては違いがあるものの、共同研究契約において研究成果の帰属の決定が大きな課題となっている点では、我が国と共通するものといえます。これらの国では、かかる帰属を研究契約締結の段階で具体的に取り決めておくことが望ましく、かつ柔軟な規定とすることが望ましいとされており、特に、研究成果の共有となった場合の問題を回避するために、大学又は企業に研究成果に関する権利を単独帰属させるような取り組みを行っている点は、我が国における共同研究契約等の在り方を検討するにあたっての示唆となり得るものといえることができます。

(3) 「さくらツール」策定にあたっての基本的な考え方

<策定の目的>

「さくらツール」は、産学連携共同研究の研究成果の帰属を複数のパターンで明確に規定した種々の契約のヴァリエーション（類型）のモデルと、モデル選択にあたっての考え方（考慮要素）の整理を提供するツールです。本報告書では、まず、大学と企業の2当事者間で締結する共同研究契約についての、さくらツールを提供しています。

さくらツールは、個々の共同研究の事情に応じた柔軟な契約交渉・締結を可能とすること及び大学の契約担当者の交渉能力の向上を目的としています。

すなわち、上記（1）のとおり、現状の産学連携における共同研究契約の多くは、共同研究の成果に関する権利の帰属を原則共有とする規定を使用し、共有権利の取り扱いの調整が産学連携における大きな問題となり続けています。また、当該共有権利の取り扱いについて1つの雛形に拘泥した硬直な運用となっているのではないかと、という問題が指摘されています。

我が国においても、上記（2）の海外の状況等に鑑み、研究成果として得られた知的財産を死蔵せず活用することを主眼として、研究成果について、「とりあえず共有」とする従来型の画一的な運用をできる限り回避して大学等又は民間企業の単独帰属とする選択肢を提供し、もって、柔軟かつ効率的な契約交渉が可能となることが望まれます。

特に、さくらツールは、中小規模・地方の大学又はベンチャー企業を含む中小企業など、これまで産学連携に関与した経験がそれほど多くなく又は研究契約の交渉及びマネジメントを独自に行う環境や組織体制が十分ではない当事者に対して、研究成果の活用に繋がる柔軟な契約交渉を行うための選択肢を提供することを目指しています。

<基本的な考え方>

さくらツールの策定における基本的な考え方は以下のとおりです。

・共同研究の成果については、可能な限り広い範囲で活用がなされるよう、知的財産の帰属及び活用の柔軟な取扱いを認めるべきである。

・知的財産の帰属は、研究に対する知的貢献あるいは経済的貢献の観点からバランスの取れたものであるべきである。

1. 企業は事業化・商業化を希望する知的財産については可能な限り権利を確保する機会が与えられる。
2. 一方で、大学が相当の知的貢献をした場合には、発生する知的財産は大学に帰属した上で、企業の活用条件を当事者間で柔軟に交渉できるようにすることが望ましい。

・知的財産がいずれの当事者に帰属したとしても以下の条件は満たされなければならない。

1. 大学は将来の研究の可能性を制限されない。
2. すべての知的財産は、実用化に向けて適切な努力がなされる。
3. 研究の実質的な成果は、原則として合意された期間内に学術的な公表がなされる。

・さくらツールで提供されるモデルの各類型は、あくまで交渉の出発点を提供するものであり、最終的な取り決めは個別事情に応じて柔軟になされるべきである。

(4) 全体構成及び共通事項の説明

<全体構成>

本報告書のさくらツールでは、大学と企業の2当事者間で締結する共同研究契約について、類型0から10の全11種類のモデル契約書を提供しています。

これらの類型は、共同研究成果に係る知的財産権の帰属という観点から以下のように大別することができます。

- ・ 当該知的財産権を、大学に単独で帰属させる、類型0から3
- ・ 当該知的財産権を、企業に単独で帰属させる、類型4から6
- ・ 当該知的財産権を、発明者や技術分野を基準に、大学若しくは企業の単独帰属又は大学と企業の共有とする、類型7から10

<共通事項>

- さくらツールにおけるモデル契約書の各類型は、契約書として完成されたものではなく、いくつかの条項において、案件に応じた条件を検討・選択していく柔軟性のある仕組みになっています。例えば、以下の実施料の支払（方法）や知的財産権の出願・維持費用の負担についてです。

【(実施料) (知的財産権の出願等) (出願等費用)】

- ・ 実施料の支払（方法）

【(類型0) 第17条 (類型1、2) 第17条1項ないし2項 (類型3) 第17条1項ないし3項、(類型4) 第17条4項、(類型7、8) 第14条4項5項、第17条2項3項 (類型9) 第17条、(類型10) 第16条を各参照】

まず、一方当事者に単独で帰属する又は共有の知的財産権について、実施する権利を他方の当事者に許諾する（与える）場合に、有償での許諾とするか無償での許諾とするか等の許諾条件は、各モデルにおいて一義的に定めていません。つまり、以下の総論における説明やモデル中で「無償又は有償で」と記載されているのは、実際の契約交渉により、どちらかを選択することを想定しています。したがって、採用したモデル契約書をそのまま使うのではなく、案件に応じて、実施料の支払（方法）等の許諾条件を検討した上で、選択・決定する必要があります。以下を、参考にしてください。

実施権を有償で与える場合、実施料の支払方法としては、

- ① ランプサム（一時金）、
- ② マイルストーン（一定の条件が満たされ又は一定の時期が到来した場合に支

- 払う)、
- ③ ランニング（当該知的財産を使用した製品の販売価格・数量に応じた金額を継続的に支払う）、
- ④ 上記①から③の組み合わせ等
- が、考えられます。

いかなる支払形式が適切かは事案によって異なるため、個々の事案において最適な形式を、検討して決めてください。

また、実施料の支払は、金銭に限らず新株の引受権を付与することによって行うこともできます。特に、事業開始時に資金が不足しているベンチャー企業などが実施料の支払を行う場合には、大学に対する新株引受権の付与をもって実施料の支払を行うことも選択肢の一つです。

・ 知的財産権の出願・維持費用の負担

【(類型 0, 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9) 第 18 条及び第 20 条、(類型 5, 6) 第 16 条及び第 18 条、(類型 10) 第 17 条及び第 19 条を各参照】

知的財産権の出願・維持に要する費用は、基本的には当該知的財産権を保有する当事者が（共有の知的財産権であれば持分比率に応じて）負担するものです。

しかし、契約により、当事者間でこれと異なる取決めをすることも可能です。例えば、大学に単独で帰属する知的財産権であっても企業に実施権を与える場合には、企業が当該知的財産権を事業化して収益を得られることを理由に、当該大学単独帰属の知的財産権の出願・維持費用を負担することも考えられます。

● 職務発明

さくらツールにおいては、共同研究成果に係る知的財産権を大学若しくは企業への単独帰属又は共有とする旨を、大学と企業との間の共同研究契約によって定めることとしています。

そのため、全ての類型において、大学と企業が、各自の職務発明規程等に基づき、共同研究に携わる自己に所属する研究者が創出する共同研究成果に係る特許を受ける権利等の知的財産権を、当該研究者から承継して、共同研究契約の定めに従った知的財産権の帰属を確保することが、前提となっています。

また、各当事者が自己に所属する研究者に対する発明報奨その他知的財産権承継に関する対価の支払について責任を負い、相手方が当該研究者に対して直接発明報奨等を行うことは想定しておりません。

なお、職務発明の取扱いについては、文部科学省が平成 28 年に提示した「大学における知的財産マネジメントの在り方について（報告書）－大学等における職務発明

等の取扱いについて」も御参照ください。¹⁴

(5) 各類型の概要及び用法説明

以下、モデル契約書の類型0から10の各類型について概要及びその使用法を説明します。なお、モデル契約書の類型の全体像は、24ページの「各類型マトリックス」を御覧ください。また、本項では、参照の便宜のため、通し番号を付しています。

ア 共同研究成果に係る知的財産権を「大学に単独で帰属」させる類型（0～3）

【001】類型0から3は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させる類型です。各類型は、大学に単独で帰属する当該知的財産権について、企業がどのような権利を有するか、具体的には、非独占実施のみを行う権利を有するのか、独占的实施を行う権利や当該知財権を譲り受ける権利を有するのか、において差異があります。

<類型0>

類型0	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的实施権（無償）／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償）</p>
-----	---

【002】類型0は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的实施を行う権利のみを与える類型です。

【003】より具体的には、大学は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を研究目的で実施し又は第三者に実施許諾することが可能です（第14条・第15条2項）。

【004】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第15条1項）。

【005】また、大学は企業に対し、当該共同研究以外の目的（以下「事業化目的」）で非独占的な実施（第三者への非独占的实施許諾を含む。）を行うか否かの選択権を与えます（第16条）。当該事業化目的での非独占的实施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、

【006】また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です（第17条）。

実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、上記（4）に記載したとお

¹⁴

りです。

【007】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います（第18条）。

【008】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です（第20条）。

【009】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることになります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項）。

<類型1>

類型1	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的实施権（無償）／事業化目的での非独占的实施又は独占的实施権の選択権（有償又は無償）</p>
-----	--

【010】類型1は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的实施又は独占的に実施する権利を与える類型です。

【011】より具体的には、大学は、知的財産についての研究目的実施又は第三者への実施許諾を行うことができます（第14条・第15条2項 類型0と同様）。但し、企業が独占的实施を行うことを選択した場合、当該独占的实施権を確保する範囲で、大学は自己実施や第三者への実施許諾について制約を受けます。

【012】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第15条1項）。

【013】また、大学は企業に対し、事業化目的での非独占的な実施又は独占的な実施（それぞれ第三者への実施許諾を含む。）を行うか否かの選択権を与えます（第16条）。即ち、類型0と比べて、独占的实施を選択する権利が企業に対して追加的に付与されています。

【014】当該事業化目的での非独占的实施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です（第17条1項及び2項）。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、(4)に記載したとおりです（類型0と同様）。さらに、非独占的实施と独占的实施について、実施料支払の要否及び支払い方法を分けることも可能です。

【015】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います（第18条）。

【016】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です（第20条 類型0と同様）。但し、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用

は企業負担とします。

【017】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項 類型0と同様）。

<類型2>

類型2	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的实施権（無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>
-----	--

【018】類型2は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的实施又は譲り受ける権利を与える類型です。

【019】より具体的には、大学は、知的財産についての自己実施又は第三者への実施許諾を行うことができます（類型0及び類型1と同様）。なお、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合には、大学は、譲渡以降、当該知的財産権について何ら権利を有しません。

【020】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第15条1項）。

【021】また、大学は企業に対し、事業化目的での非独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます。即ち、類型0と比べて、知的財産権の譲受けを選択する権利が企業に対して追加的に付与されています。

【022】当該事業化目的での非独占的实施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、（4）に記載したとおりです（第17条1項 類型0と同様）。また、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合の譲渡対価についても、当事者間の合意によって決せられることとなります（第17条2項）。

【023】なお、本類型については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることは注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又は類型1を選ぶべきこととなります。

【024】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います（第18条）。

【025】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、（4）に記載したように企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です（第20条 類

型0と同様)。なお、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合には、当該譲り受け以降、企業が出願・維持費用を負担することになります。

【026】本類型では、共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることになりません（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項類型0及び類型1と同様）。

<類型3>

類型3	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償）／独占的实施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>
-----	--

【027】類型3は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について企業に非独占的若しくは独占的实施又は当該知的財産権を譲り受ける権利を与える類型です。

【028】より具体的には、大学は、知的財産についての研究目的での実施又は第三者への実施許諾を行うことができます（第14条、第15条2項 類型0、1、2と同様）。但し、後述のように、企業が独占的实施を行うことを選択した場合、当該独占的实施権を確保する範囲で、大学は自己実施や第三者への実施許諾について制約を受けます（類型1と同様）。企業が知的財産権の譲受けを選択した場合に、譲渡して以降、大学が当該知的財産権について何ら権利を有しません（類型2と同様）。

【029】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾するとともに、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第16条）。即ち、類型0と比べて、独占的实施を選択する権利及び知的財産権を譲り受ける権利が企業に対して追加的に付与されており、類型1と類型2を合わせた類型です。

【030】当該事業化目的での非独占的实施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です（第17条1項2項）。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、（4）に記載したとおりです（類型0と同様）。非独占的实施と独占的实施について、実施料支払の要否及び支払い方法を分けることも可能です（類型1と同様）。また、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合の譲渡対価についても、当事者間の合意によって決せられることになります（第17条3項 類型2と同様）。

【031】なお、本類型については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権(特許出願については名義書換え請求権)等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又は類型1を選ぶべきこととなります。

【032】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います(第18条)。

【033】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です(第20条 類型0、1、2と同様)。但し、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします(類型1と同様)。企業が知的財産権の譲受けを選択した場合には、譲渡して以降、企業が出願・維持費用を負担することになります(類型2と同様)。

【034】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります(第23条1項)。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います(第23条2項ないし4項 類型0、1、2と同様)。

イ 共同研究成果に係る知的財産権を「企業に単独で帰属」させる類型(4～6)

【035】類型4から6は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させる類型です。各類型は、企業に単独で帰属する当該知的財産権について、その知的財産を大学が他の企業に実施許諾をする権利を有するか否か、大学が共同研究成果の公表をできるか否かにおいて差異があります。

<類型4>

類型4	<p>企業単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的での非独占的实施(無償)／第三者への実施許諾／企業が事業化に取り組まない場合の独占交渉権</p> <p>◆企業：実施・実施許諾共に可</p>
-----	---

【036】類型4は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、大学に自己実施及び第三者への再実施許諾をする権利等を与える類型です。加えて企業が一定期間に事業化に取り組まない場合には、大学に対し、サブライセンス付独占的实施又は知的財産権の譲受の独占交渉権を与える類型です。

【037】より具体的には、企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を自由に実施及び実施許諾をすることができます(第14条、第15条2

項)。

【038】企業は、大学に対し、当該知的財産について、本共同研究を含む研究目的で、無償かつ非独占的に実施する権利を許諾します（第15条1項）

【039】大学は、当該知的財産について第三者に再実施許諾をすることができますが、当該第三者から得た実施料の一部は、企業に対して分配する義務を負います（第16条）。

【040】加えて、大学は、企業に対して共同研究成果の事業化に取り組む努力を求めるとともに、一定期間内に事業化に取り組まない場合には、無償又は有償で、企業から当該成果に係る知的財産権を譲り受ける、サブライセンス権付きの独占実施権の設定を受けることができる等の独占交渉権を有します（第17条）。

【041】知的財産権に係る出願・維持は、企業が行います（第18条）。

【042】出願・維持に要する費用は企業が負担することになります（第20条）。

【043】共同研究成果は、企業に単独で帰属するものといえども大学も原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることになります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項）。

<類型5>

類型5	企業単独帰属 ◆大学：研究目的での非独占的实施（無償） ◆企業： 実施・実施許諾共に可
-----	--

【044】類型5は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、基本的に大学に研究目的で実施する権利のみを与える類型です。

【045】より具体的には、企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を自由に実施及び実施許諾をすることができます（第14条 類型4と同様）。

【046】企業は大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条）。即ち、類型4と異なり、大学は第三者に対して再実施許諾する権利を有しません。

【047】知的財産権に係る出願・維持は、企業が行います（第16条）。

【048】出願・維持に要する費用は企業が負担することになります（第18条 類型4と同様）。

【049】共同研究成果は、企業に単独で帰属するものといえども大学も原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることに注意してください（第21条1項）。

また、大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の

利益が害されないよう配慮する義務を負います（第 21 条 2 項ないし 4 項 類型 4 と同様）。

<類型 6 >

類型 6	<p>企業単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的での非独占的实施（無償） 公表不可</p> <p>◆企業：実施・実施許諾共に可</p>
------	--

【050】類型 6 は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、基本的に大学に研究目的で実施する権利のみを与える類型です。

【051】企業及び大学による共同研究成果の実施条件については類型 5 と同様ですが、下記のように、大学による共同研究成果の公表が制限されている点が異なります。

【052】企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を自由に実施及び実施許諾をすることができます（第 14 条、第 15 条 2 項 類型 4 及び類型 5 と同様）。

【053】企業は大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第 15 条 1 項）。

【054】知的財産権に係る出願・維持は、企業が行います（第 18 条）。

【055】出願・維持に要する費用は企業が負担することになります（第 20 条 類型 4 及び類型 5 と同様）。

【056】共同研究成果について、大学は目的の如何を問わず公表する権利を有しません（第 22 条）。

ウ 共同研究成果に係る知的財産権を「発明者や技術分野を基準」に「大学若しくは企業への単独帰属」又は「大学と企業の共有」とする類型（7～10）

【057】類型 7 から 10 は、共同研究成果に係る知的財産権を発明者や技術分野を基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。

このうち、類型 7 及び 8 は、共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に所属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型であり、共有となった知的財産権に係る知的財産の第三者への実施許諾の可否において両類型の差異があります。

他方、類型 9 及び 10 は、共同研究成果がいかなる技術分野に属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型であり、必ずいずれかの当事者に単独帰属させるか、共有となる余地を認めるかにおいて両類型の差異があります。

<類型7>

<p>類型7</p>	<p>発明者にしたがって帰属</p> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償） ・共有成果：研究目的での非独占的实施（無償） <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）
------------	--

【058】類型7は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に帰属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。

【059】より具体的には、当該共同研究成果が大学に所属する者のみにより発明等された場合には知的財産権は大学に単独で帰属し、企業に所属する者のみにより発明等された場合には企業に単独で帰属し、大学に所属する者と企業に所属する者とが共同で発明等をした場合には大学と企業の共有とするものです（第13条1項ないし2項）。

【060】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、研究目的実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項）。また、大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【061】さらに、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14条3項）。

【062】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条2項）。

【063】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究の目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有しません（第16条1項）。しかし大学と企業はともに、第三者に実施許諾をするためには相手方の同意を得る必要があります（第16条2項）。

【064】他方で、企業は、上記大学に単独で帰属する知的財産と同様、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を有しません（第17条1項）。

【065】大学に単独で帰属する知的財産権及び大学と企業の共有となる知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます（第17条2項及び3項）。これらの考え方は、類型1及び類型2と同様です。

【066】

なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権又は共有知的財産権の大学側持分に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【067】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条1項ないし3項）。

【068】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、維持費用は企業負担とします（第20条1項ないし4項）。

【069】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項）。

<類型8>

<p>類型 8</p>	<p>発明者にしたがって帰属</p> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・ 企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償） ・ 共有成果：研究目的での非独占的实施（無償）／第三者への実施許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・ 大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・ 共有：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）／第三者への実施許諾
-------------	--

【070】類型8は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に帰属するかを基準に大学若しくは企業に単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。但し、類型7とは、大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、相手方の同意を要することなく第三者に実施許諾をすることができる点で相違します。

【071】より具体的には、当該共同研究成果が大学に所属する者のみにより発明等された場合には知的財産権は大学に単独で帰属し、企業に所属する者のみにより発明等された場合には企業に単独で帰属し、大学に所属する者と企業に所属する者とが共同で発明等をした場合には大学と企業の共有とするものです。このように、類型7と類型8とは、知的財産権の帰属方法については同一ですが、両者の違いは、後述のとおり、大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、各当事者が相手方の同意を要することなく第三者に対して実施許諾をすることができるか否かにあります。

【072】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項）。

【073】また、大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【074】さらに、大学は、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14条3項 類型7と同様）。

【075】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由

に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条2項 類型7と同様）。

【076】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究の目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第16条1項）。

【077】大学及び企業は、原則、相手方の同意を要することなく、当該知的財産について、第三者に実施許諾をすることができます（第16条2項）、この点は類型7と異なります。大学及び企業は、当該知的財産を第三者に実施許諾した場合、当該第三者から得た実施料については、相手方に分配しなければなりません（第16条3項）。

【078】他方で、企業は、上記大学に単独で帰属する知的財産と同様、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を有します（第17条1項）。

【079】大学に単独で帰属する知的財産権及び大学と企業の共有となる知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します（第17条2項）。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます（第17条3項 類型7と同様）。

【080】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権又は共有知的財産権の大学側持分に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【081】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条）。

【082】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします（第20条1項ないし4項）。

【083】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項 類型7と同様）。

<類型 9 >

<p>類型 9</p>	<p>技術分野にしたがって帰属</p> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償） ・共有成果：事前包括許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有成果：事前包括許諾
-------------	--

【084】類型9は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果が
いかなる技術分野に属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企
業の共有とする類型です。

【085】より具体的には、共同研究の結果創出されることが予想される技術のうち、
技術分野Aに属する技術が開発された場合には当該技術に係る知的財産権は大学に
単独で帰属し、技術分野Bに属する技術が開発された場合には当該技術に係る知的財
産権は企業に単独で帰属し、技術分野AにもBにも属さない技術が開発された場合に
は当該技術に係る知的財産権は大学と企業の共有とする旨を、予め共同研究契約に定
めておくものです（第13条1項ないし3項）。

【086】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、研究
目的で実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項）。また、大
学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非
独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【087】大学は、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実
施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14
条3項 類型7及び類型8と同様）。

【088】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由
に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企
業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利
のみを与えます（第15条2項 類型7及び類型8と同様）。

【089】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学及び企
業は、相互に実施を包括的に許諾します（第16条1項）。また、共有知的財産の実施

の再許諾をあわせて相互に包括的に許諾します（第16条2項）。

【090】大学に単独で帰属する知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します（第17条3項）。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます（第17条4項 類型7及び類型8と同様）。

【091】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【092】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条1項ないし3項）。

【093】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします（第20条1項ないし4項 類型7と同様）。

【094】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項 類型7及び類型8と同様）。

<類型10>

類型10	<p>技術分野にしたがって帰属</p> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償） <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償） ／独占的实施権の選択権（有償又は無償）
------	--

／知的財産の譲受の選択権（有償）

【095】類型10は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果がいかなる技術分野に属するかを基準に大学と企業のいずれかに単独帰属させる類型です。

【096】より具体的には、共同研究の結果創出されることが予想される技術を、技術分野Cと技術分野C以外に分け、それぞれ大学又は企業に単独で帰属させる旨を、予め共同研究契約に定めておくものです。即ち、類型10は、類型9と同様の考え方に基づき知的財産権の帰属を定めるものの、類型9のように企業と大学の共有となる余地を残さず、必ずいずれかの当事者に単独で帰属させる類型です（第13条1項ないし2項）。

【097】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項 類型7、8、9と同様）。

【098】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます。（第15条2項 類型7、8、9と同様）

【099】大学に単独で帰属する知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます。（第16条3項及び4項 類型7、8、9と同様）

【100】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権を削除すべきこととなります。

【101】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行います（第17条）。

【102】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については原則当該当事者が負担します（第19条）。企業が大学単独帰属の知的財産権につき、事業化目的での非独占的实施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的实施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします（類型7、8、9と同様）。

【103】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第22条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います

(第 22 条 2 項ないし 4 項 類型 7、8、9 と同様)。

各類型マトリックス (※1)

	知財の帰属	大学単独帰属知財			企業単独帰属知財			共有知財			大学の 成果公表
		大学	企業 (※2)	費用 (※3)	大学	企業	費用	大学	企業	費用 (※3)	
類型0	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権	大学・企業	—	—	—	—	—	—	○
類型1	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権 独占実施選択権	大学・企業	—	—	—	—	—	—	○
類型2	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権 譲受選択権	大学・企業	—	—	—	—	—	—	○
類型3	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権 独占実施・譲受選択権	大学・企業	—	—	—	—	—	—	○
類型4	企業単独	—	—	—	実施(許諾)可 一定期間後譲受選択権	実施(許諾)可	企業	—	—	—	○
類型5	企業単独	—	—	—	—	実施(許諾)可	企業	—	—	—	○
類型6	企業単独	—	—	—	—	実施(許諾)可	企業	—	—	—	×
類型7	発明者基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	実施(許諾)可	企業	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	○
類型8	発明者基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	実施(許諾)可	企業	実施(許諾)可	自己実施・実施(許諾)可	大学・企業	○
類型9	技術分野基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	実施(許諾)可	企業	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	○
類型10	技術分野基準で単独	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・ 譲受選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	実施(許諾)可	企業	—	—	大学・企業	○

※1 表中に特に言及がなくとも、大学・企業ともに共同研究の目的のためには無償の実施権を有する。

※2 大学単独帰属知財の実施について企業が実施料を大学に支払うか否かは取決めによる。類型7の共有知財についても同様。

※3 大学単独帰属知財の出願・維持費用は原則として大学負担、共有知財は原則持分毎負担とするが、企業が事業目的で実施する場合に企業負担とするか否かは取決めによる。

(6) 類型選択にあたっての考慮要素

さくらツールが提供するモデル契約書の類型は上記(5)で記載したとおりです。実際に用いる類型を選択する際の、考え方の整理のために、典型的な考慮要素を以下に示します。選択にあたっては、一部の考慮要素に偏って判断せずに、考慮要素全体から総合的に判断してください。

なお、一般的に、大学より企業が知的財産権の出願・維持費用を負担する金銭的な余裕があることを前提とし、以下の考慮要素の説明を行っています。しかし、例えばベンチャー企業が共同研究当事者となる場合には、逆に企業の方が研究費や知的財産の出願・維持費用を賄う資力がないこともあります。そのような場合には、下記の考慮要素のうち大学の資金面や能力を考慮するものについては、大学を当該企業に置き換えて検討すべきことにも留意が必要です。

ア 研究への寄与度等（成果に係る知的財産権の帰属）

共同研究は、何らかの技術的成果を得ることを目的としています。そこで、当該技術的成果に係る知的財産権をいずれの当事者に帰属させるものとするかは、いかなる類型の共同研究契約書を用いるかにおいて最も重要な検討事項の一つとなります（ただし、後述するとおり、権利の活用を優先して帰属にこだわらない考え方も重要です。）。

知的財産の帰属を決定するにあたり、当該技術的成果を創出していく際、各当事者が共同研究に対していかなる寄与をするかが、考慮要素となりえます。共同研究に対して、より大きな寄与をした当事者が成果たる知的財産権を取得するという考え方自体は合理性を有するものであり、大学の寄与が大きければ類型0乃至3を、企業の寄与が大きければ類型4乃至6を、両者の寄与に大きな差がなければ類型7乃至10を選択する方向に作用します。

他方で、各当事者がより明確な共同研究の目的を有し具体的に共同研究成果の活用方法を念頭に置いていることがあり、その場合、共同研究成果に係る知的財産権をいずれの当事者に帰属させるかは、当該活用方法に即したものであるべきです。したがって、共同研究に対する寄与は考慮要素となり得るとしても、当該知的財産権の活用方法に応じて適切な帰属先を定めた類型を選択することが必要です。

共同研究に対する寄与の態様や知的財産権の帰属を検討するにあたっての考慮要素としては、次のようなものがあります。

①	共同研究のテーマに関し、バックグラウンド技術・知的財産を有していること
②	研究費負担の割合

③	研究を実施する施設・設備
④	研究関与者の比率
⑤	共同研究テーマが企業の競争領域と関連している度合い
⑥	企業に知的財産権を出願・維持する資金があるか

① 共同研究のテーマに関し、バックグラウンド技術・知的財産を有していること

共同研究を行うにあたり、当事者がその研究分野について既に知見・技術を有している場合、当該共同研究は、当該既存の知見・技術や知的財産（これを「バックグラウンド技術・知的財産」といいます。）をベースにして行うこととなります。

当該既存の知見・技術を有し共同研究のために提供する当事者は、共同研究成果の創出のための前提を提供するものであり、そのような知見・技術を有さない当事者よりも、共同研究の実施及び成果の創出により多くの寄与をしているといえます。そのため、共同研究のテーマに照らし、いずれの当事者が当該テーマについてバックグラウンド技術・知的財産を有しているかは、各当事者の共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

② 研究費負担の割合

共同研究を行うにあたり発生する費用は、各当事者が共同研究において自己が分担する業務に要する費用を自ら負担することもあります。企業が一定額の研究費を負担することを取決めて大学に対して当該一定額の研究費を支払うことが一般的に行われていると思われます。

このように企業がいくらの研究費を負担するかは、大学及び企業の規模並びに研究テーマによって異なりますが、企業が負担する額は、共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

③ 研究を実施する施設・設備

共同研究を行う施設及び共同研究に供する設備についていずれの当事者が提供するかは、共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

この点、企業が負担する研究費を用いて大学が新規に設備を購入し、共同研究のために使用することもあります。この場合は、大学が設備を提供していると考えたよりは、企業による研究費負担の割合の問題として寄与を考慮することが適切と思われます。この意味で、施設・設備の提供による寄与を考える際、主に既存の施設・設備が提供されているかどうかという観点から検討することとなります。

④ 研究関与者の比率

各当事者から共同研究に関与する研究者の比率は、共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

研究者の共同研究に対する関与の仕方は、専任であったり、他のプロジェクトとの兼任であったりと様々であり、共同研究に係る業務に従事する時間等をもとに事案に即した形で上記比率を検討すべきです。

なお、一方当事者に所属する研究者が他方の当事者に出向するなどして、当該他方の当事者の施設において継続的に共同研究に関与することもあります。その場合は、元々所属していた先の当事者の研究者として勘案すべきと思われます。

⑤ 共同研究テーマが企業の競争領域と関連している度合い

共同研究テーマは、企業の特定の製品の改良を目指す場合や純粋な学術研究の範疇に属する場合など様々です。

企業の製品、即ち企業による他の事業者との事業上の競争に直接的に関係する技術に関する研究を行う場合、当該研究の結果得られる成果技術は一般的に、企業が当該製品について既に有する技術をベースにしているものであり、また、企業としては自ら独占し他の事業者には使用させないことを強く志向するものと考えられます。

逆に、純粋な学術研究目的で共同研究がなされる場合、当該研究成果は企業が行う事業の一部にしか関係がなかったり、企業として事業化する具体的予定がなかったりすることがあります。

そこで、共同研究テーマが企業の競争領域と強く関連している場合には成果に係る知的財産権について企業に帰属させて独占的な実施を担保する方向に、関連性が薄い場合には大学に帰属させる方向に作用すると考えられます。

⑥ 企業に知的財産権を出願・維持する資金があるか

共同研究の当事者となる企業がベンチャー企業であるなど資金的にゆとりがなく、共同研究成果に係る知的財産権の出願・維持費用を企業に負担させることが事実上困難である場合があります。その場合、資金力のない企業としては当該知的財産権を自ら保有して出願・維持費用を賄うことができないため、共同研究契約の類型としても、大学に権利を帰属させる類型を選択する方向に作用します。

イ 大学帰属の知的財産権の取り扱い

共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させることにする場合、類型0乃至3のうちどの種類の契約書を用いるか選択することになりますが、かかる選択にあたっては、大学として当該知的財産権を保持しておくべき何らかの事情があり、逆に企業として知的財産権を譲り受けるべき何らかの事情がある場合にも、それらの事情は類型選択にあたって考慮すべき要素となります。

また、大学に当該知的財産権を維持・活用する能力がなければ、企業に独占的に使用させて権利維持費用も負担させたり、大学としては権利を企業に対して譲り渡したりする選択権を与える類型1乃至3を選択すべき方向に作用します。一般論としては、独占的な実施権を許諾するより譲り渡す方が大学として失う権利は大きいため、大学に上記能力がないほど類型1よりも類型2又は3を選択する動機となると思われま

す。
具体的には、下記のような事項が大学帰属成果の取り扱いを検討するにあたっての考慮要素となりえます。なお、これらの考慮要素は、類型0乃至3の選択を検討するためだけでなく、類型7乃至9を選択した場合に、大学単独帰属又は大学と企業の共有の知的財産権についての企業の選択権の是非の検討にも資するものであり、下記の事情を考慮の上、それらの類型に予め規定されている企業の選択権を適宜加除修正することも検討すべきかと思われます。

①	研究成果に関し企業が事業化に取り組まない用途・分野・市場等が生じるか
②	大学研究者の長期的研究における知的財産権の重要性
③	研究テーマに関しバックグラウンド技術・知的財産権を有している割合
④	企業が事業化するにあたって知的財産権の譲渡を受ける必要性
⑤	大学の特許予算額
⑥	大学の権利管理ノウハウの蓄積

① 研究成果に関し企業が事業化に取り組まない用途・分野・市場等が生じるか

共同研究成果として創出されると予想される技術に関し、共同研究に参加した企業が事業化に取り組まない用途・分野・市場等があった場合に、当該技術に係る知的財産権を当該企業が譲り受けると、当該企業は当該技術を活用しないにもかかわらず、当該企業の事業に影響がない分野についてまで他の事業者が当該技術を使用することが基本的にできなくなるため、共同研究成果の有効活用という観点からは望ましくありません。

他方で、企業への譲り渡しではなく独占的实施許諾を行う場合には、企業に独占権を与える用途・分野・市場等の範囲を取り決めることにより、その他の事業者の事業に関係のない分野については大学から第三者への実施許諾を行う余地が生じることとなります。

このように、研究成果に関し企業が事業化に取り組まない用途・分野・市場等がある場合には、企業に対して譲渡の選択権を与えない類型0や類型1を選択する動機となりえます。

② 大学研究者の長期的研究における知的財産権の重要性

共同研究テーマが大学研究者の長期的研究に密接に関連する場合、共同研究成果に

係る知的財産を企業に独占的実施許諾や譲り渡してしまうと、共同研究終了後に大学研究者が自己の研究を継続していく中で別の新たな成果を得られたとしても、当該企業に独占を許した知的財産権が当該新たな成果の事業化等の妨げになる可能性があります。すなわち、企業に独占を許した知的財産権を他の事業者が使用することができないため、当該新たな成果を事業化等するために知的財産権の使用が不可欠である場合には、当該新たな成果の活用を支障が出てしまいます。

そこで、共同研究テーマが大学研究者の長期的研究に密接に関連し、大学研究者が引き続き研究を行っていく上で大学が共同研究成果に係る知的財産について実施許諾等による活用可能な状態にしておく必要がある場合には、企業に対して独占権を認めない類型0や、少なくとも譲り渡すことはしない類型1を選択する動機となりえます。

③ 研究テーマに関しバックグラウンド技術・知的財産権を有している割合

研究テーマに関し、大学がバックグラウンド技術・知的財産権を有している場合、研究成果として得られる技術を用いるためには、当該バックグラウンド技術・知的財産権を使用する必要性が生じることがあります。その場合、企業に対して研究成果に係る知的財産について独占的実施権の付与や譲渡を行ったとしても、当該付与された権利を実施するためには別途大学からバックグラウンド技術・知的財産についても実施許諾を受けなければならず、わざわざ独占的実施権等を得たとしても有効に活用できない可能性があります。

他方で、大学としても、既に保有している技術や知的財産権を広く活用するためには、当該既存の技術や知的財産権から派生した共同研究成果について、企業に対して独占的に実施させるような権利を付与することは避けたいと考えることも否定できません。

そこで、大学がバックグラウンド技術・知的財産権を有している場合、企業に対して独占権を認めない類型0や、少なくとも譲り渡すことはしない類型1を選択する動機となりえます。

④ 企業が事業化するにあたって知的財産権の譲渡を受ける必要性

企業が共同研究成果を事業化するにあたって、当該研究成果に係る知的財産権の譲受を受ける必要がある場合には、譲渡の選択肢のある類型2や3を選択する方向に作用します。

例えば、企業が共同研究成果を第三者とのクロスライセンスに用いることを検討している場合には、単に大学から実施許諾を受けるだけでなく、自己が保有する知的財産権として相手方と交渉する必要性が生じることがあると思われます。

⑤ 大学の特許予算額

特許等の知的財産権を維持・管理するためには、年金等の費用が発生します。大学がこのような費用を負担するための予算を有しない場合、大学が知的財産権を保有し続けることは困難です。

そこで、そのような場合、知的財産を企業に独占的实施する権利を許諾する代わりに出願・維持費用について企業が負担してもらったり、そもそも知的財産権を企業に譲り渡してしまったりすることが考えられます。このように、大学が特許予算を有さないことは、企業に対して独占的实施又は譲り受けの選択権を与える類型1乃至3を選択する動機となりえます。

⑥ 大学の権利管理ノウハウの蓄積

特許等の知的財産権を管理するためには、年金の支払を滞りなく行うことが求められ、投下資本の回収という観点からは第三者に実施許諾を行って実施料を収受することが必要となります。大学がこのような活動を行う組織及びノウハウを有さない場合、大学自身が知的財産権を管理するよりも、企業に対して知的財産権を譲り渡してしまったり、独占的实施を許諾して権利の維持管理を企業に任せたりするほうが便宜に適うこともあるかと思われます。このように、大学に権利管理のノウハウの蓄積がない場合は、企業に対して知的財産権を譲り受ける選択権を与える類型2や3、また、知的財産の独占的实施の選択権を与える類型1を選択する動機となりえます。

ウ 大学による成果公表の要否

共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させることにする場合、類型4又は5を選択するか、類型6を選択するかの大きな違いは、大学による共同研究成果の公表を認めるか否かという点にあります。

大学が共同研究を実施する場合、その成果を論文や講演等で公に発表することが念頭に置かれていることが一般的であると思われますが、具体的には、大学による成果公表の必要性等を検討するにあたり、次のような事項を考慮要素として挙げるすることができます。

①	大学の研究者が研究成果を公表する必要があるか
②	学生が研究成果を学位論文として公表する必要があるか。
③	企業にとって、研究成果をノウハウ等として維持すべき事情があるか

① 大学の研究者が研究成果を公表する必要があるか

大学の研究者が、上記のように共同研究成果を論文や講演等で発表すること想定している場合、大学が共同研究成果を原則として公表することができる類型4や5を選

択する動機となります。

② 学生が研究成果を学位論文として公表する必要があるか。

大学の学生が企業との共同研究に大学側の研究者として参加することがあります。その場合、共同研究に参加した学生が学位論文に共同研究において実施した事項及び研究成果を掲載することを想定するのであれば、大学が共同研究成果を原則として公表することができる類型4や5を選択する動機となります。

③ 企業にとって、研究成果をノウハウ等として維持すべき事情があるか

共同研究の研究テーマに照らして研究成果として想定される技術が、特許化が困難又は特許化することが適切でない場合、共同研究契約の各類型上は協議の上ノウハウとして指定することにより公表内容から除くことができるものの、類型6を選択することにより予め包括的に成果公表を禁止する動機となりえます。

特許化が困難又は特許化することが適切でない場合としては、例えば、研究テーマが製品の製造技術に関するものであって特許化して公開することにより第三者による模倣を容易とし且つ模倣の覚知が困難である場合等が挙げられますが、本当にそのような場合に当たるかについては事案に応じてケースバイケースの判断をすべきものと思われまます。

エ 成果の帰属方法

共同研究成果に係る知的財産権を大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とすることにした場合、**類型7乃至10**のうちいずれかの類型を選択することになります¹⁵。

かかる選択にあたっては、どのような基準で大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とすることが適切であるかについて、共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に所属するかを基準とする類型7又は8と、共同開発成果がいかなる技術分野に属するかを基準とする類型9又は10とを比較検討することになります。

共同研究成果の発明者等を基準とする場合、共同研究成果が創出された時点で知的財産権の帰属が決定することになります。

他方で、共同開発成果の属する技術的成果を基準とする場合、共同開発を開始する時点で知的財産権の帰属先を予め決定しておくことになります。

したがって、類型7又は8か類型9又は10かを検討するにあたっては、共同研究成果に係る知的財産権の帰属先を予め取り決めることができるか又は取り決めるこ

¹⁵ 知的財産権を大学又は企業のいずれか一方に単独で帰属させる類型0乃至6を選択しなかった場合、類型7乃至10を選択することになります。

とが望ましいかという観点から、次のような事項が考慮要素として挙げることができます。

①	研究成果を技術分野ごとに区切ることができるか
②	共同研究における役割分担が明確であるか
③	企業が事業化する分野が予め決まっているか

① 研究成果を技術分野ごとに区切ることができるか

共同研究成果に係る知的財産権の帰属先について技術分野を基準に取り決めるためには、創出されることが想定される技術的成果が、原料に関するものと最終製品に関するもの、化合物Aに関するものと化合物Bに関するもの、製品そのものに関するものと製品の測定・分析方法に関するものといった形で、技術分野ごとに区切れることが前提となります。そのような区切りができない場合には、技術分野を基準として知的財産権の帰属先を決定できず、発明者を基準とする類型7又は8を選択すべきこととなります。

② 共同研究における役割分担が明確であるか

共同研究における大学と企業の役割分担が明確である場合、各当事者が開発を行う技術分野を区別しやすくなるため、技術分野ごとに帰属先を取決める契機となりえます。

例えば、原料の合成は大学が行い、当該原料を用いた下流製品の試作を企業が行うといった役割分担が為される場合には、原料に関する知的財産権は大学に帰属させ、当該下流製品に関する知的財産権は企業に帰属させるという取り決めを行いやすいと思われれます。

また、製品サンプルの作成は企業で行い、その測定を大学で行うという役割分担がなされる場合には、製品そのものに関する知的財産権は企業に帰属させ、測定方法に関する知的財産権は大学に帰属させるという取り決めを行うことも可能です。

③ 企業が事業化する分野が予め決まっているか

共同研究を実施するにあたり、企業が共同研究成果を用いて行う事業が予め決まっているのであれば、当該事業化する技術分野について確実に企業単独帰属とし、その余の事業化予定がない部分については大学に単独で帰属することを許容することが有益である場合があります。

上記製品サンプル作成と測定とを分担する例によれば、企業としては製品そのものについての権利を確保し、測定方法については大学に権利を帰属させて知的財産の自由な実施を認めることも合理的であると思われれます。

また、共同研究成果として創出されることが想定される技術が製品Aにも製品Bにも応用可能である場合で、企業が製品Aしか事業化の予定がないときに、当該技術を用いた製品Aに係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、製品Bに係る知的財産権については大学に単独で帰属することを認めることも、企業の事業の強化促進に資すると思われま。

このように、予め企業が事業化する分野が決まっているのであれば、企業として当該分野に係る知的財産権を自己に単独で帰属するものとして確実に取得するために、分野ごとに帰属先を取り決める類型9又は10を選択する動機となりえます。

オ 共有の余地を認めるか

共同研究成果に係る知的財産権について当該研究成果が属する技術分野を基準に帰属先を決定することを選択する場合、類型9と類型10の相違点である大学と企業との共有とする余地を残すか否かを検討することになります。かかる検討にあたっては、次のような事項が考慮要素として挙げるすることができます。

①	共同研究開始時に想定される研究成果以外に、予測できない研究成果が生じる可能性が高いか
②	大学又は企業が共有による相手方との関係維持を希望するか
③	大学による独自の権利管理は困難か

① 共同研究開始時に想定される研究成果以外に、予測できない研究成果が生じる可能性が高いか

共同研究を開始する時点で予想することが困難な分野の成果が創出される可能性があるか否かを考慮することになり、予想困難な技術分野がある場合には共同研究開始時点でいずれの当事者に帰属させるかを取り決めることができず共有の余地を残す類型9を選択することになります。

一般論として研究は不確実性を伴うものではありますが、ここで考慮すべきはあくまで分野として予想困難な場合であって、個別具体的な技術について予想が困難であっても大きな技術分野として予想可能であれば、共有の余地を残さずに大学又は企業のいずれかに必ず単独で帰属することを取り決めることは可能であり、類型10を選択することはできます。

また、技術分野として予想困難な部分があったとしても、仮に大学又は企業が特定の技術分野にしか興味関心がない場合には、当該技術分野に係る知的財産権については当該大学又は企業への単独帰属とし、それ以外については他方当事者への単独帰属とする線引きも可能です。

ただ、共有の余地を認めるかはあくまで当事者がどう判断するかの問題であって、一定の場合に類型9と類型10のどちらか一方が適切というわけではありませんの

で、各当事者がいかなる技術分野に関心があるかなどを勘案して選択することになります。

② 大学又は企業が共有による相手方との関係維持を希望するか

また、類型9か類型10かを選択するにあたり、大学又は企業が、相手方と知的財産権を共有することにより相手方との関係維持を希望するか否かも考慮要素となります。もしそのような希望がある場合、相手方と知的財産権を共有する余地のない類型10ではなく、類型9を選択すべきことになります。

③ 大学による独自の権利管理は困難か

加えて、大学による独自の知的財産権の維持・管理が困難であるかも考慮要素となります。大学が独自に知的財産権の維持・管理を行うことが困難である場合、かかる維持・管理への企業の協力を求めやすい共有の状態となる余地があった方が望ましく、類型9がより適切であると思われま

(7) まとめ

冒頭(1)で述べたとおり、さくらツールにおいて提供する共同研究契約書の各類型の採否、選択は、あくまで任意に判断するものです。

また、各モデルは、大学と企業とが共同研究に関する交渉を開始するにあたって出発点となる契約書作成の参考として用いるものです。モデルの利用に際しては、各モデルのうち一つを「雛形」として硬直的に用い続けるのではなく、①事案に応じて適切と思われるモデルを選択し、②選択したモデルの契約書の各規定を修正して用いる、③交渉の進展に応じて異なるモデルに変更する、などの柔軟な姿勢が大切です。

最後に、さくらツールは、上記のように柔軟な契約対応と契約当事者相互の工夫がなされることを目指す試みとして作成されました。今後、より使い易いものとなるように、利用された方々のご意見を集めて改良することも念頭においております。是非、皆さまにご活用いただき、産学連携の活発化・円滑化につながることを期待しております。